

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
医療的ケアⅡ Medical CareⅡ		2年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(介護福祉士養成課程 必修)	介護福祉士養成課程の2年生のみ履修可
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
こころとからだのしくみⅠ				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
医療的ケアⅠ、生活支援技術Ⅵ				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
和田晴美	福祉棟2階	月・火・水・木の9時から16時(授業時間を除く)		授業中に指示します
授業の概要				
「医療的ケアⅡ」では、呼吸器官のしくみとはたらき、呼吸異常の種類、喀痰吸引が必要な状態や喀痰吸引のしくみと種類について学ぶ。また、喀痰吸引によっておこる危険を理解し、喀痰吸引の実施手順と留意点について学習する。				
授業の目標				
①呼吸器官の構造と機能について、説明できるようにする。 ②呼吸異常の種類とその原因を列挙できるようにする。 ③喀痰吸引の種類について、説明できるようにする。 ④喀痰吸引を必要とする状態および人工呼吸器を必要とする状態について、説明できるようにする。 ⑤喀痰吸引により生じる危険と安全確認事項を列挙できるようにする。 ⑥喀痰吸引の実施手順と留意点を説明できるようにする。				
授業の方法				
主に講義形式である。既習内容については、知識の確認をしながら進める。また、学生が具体的にイメージしやすいように、喀痰吸引や人工呼吸器が必要な利用者については事例や視聴覚教材を用い、喀痰吸引で用いる器具・器材については実物を提示する。				
学習の成果(学習成果)				
呼吸器官のしくみとはたらき、喀痰吸引の必要性や生じる危険等をふまえた上で、喀痰吸引を行う利用者と家族の気持ちを思いはかりながら、医療的ケアである喀痰吸引を安全かつ適切に実施するために必要な知識を習得することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス(授業の概要・到達目標・評価方法等) 呼吸器官のしくみとはたらき①			
第2回目	呼吸器官のしくみとはたらき②			
第3回目	呼吸の異常と痰の排出			
第4回目	喀痰吸引が必要な状態			
第5回目	人工呼吸器と吸引① 人工呼吸器が必要な状態			
第6回目	人工呼吸器と吸引② 人工呼吸療法の種類と吸引の方法			

第7回目	人工呼吸器と吸引③ 人工呼吸器装着者の留意点 (小テスト①)	
第8回目	子どもの吸引 【プレパレーションのロールプレイ】	
第9回目	吸引を受ける利用者および家族の気持ちと対応、説明と同意	
第10回目	呼吸器系の感染と予防、喀痰吸引により生じる危険と安全確認	
第11回目	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順① 喀痰吸引で用いる器具・器材	
第12回目	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順② 喀痰吸引の実施手順と留意点 【DVD視聴】 <吸引に関するレポート課題 第14回提出>	
第13回目	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順③ 喀痰吸引に伴うケア	
第14回目	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順④ 報告と記録	
第15回目	喀痰吸引の実施についての検討 【グループディスカッション】 (小テスト②)	
事前・事後学習	シラバスを見て、次回の内容をテキストで確認しておくこと。授業で不明であったことは、図書館などを利用して次回授業までに調べておくこと。わからない時には担当教員に質問すること。	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	20%	以下の視点で評価する。既習内容の復習および教材の準備をして授業に臨み、必要なことはノートにとり、わからないことは質問すること。また、ロールプレイやグループディスカッションなどに積極的に参加すること。
レポート	20%	吸引に関するレポートを提示し、以下の視点で評価する。①吸引についての自分の意見が述べられていること。②吸引が必要な利用者の思いを考察していること。
調査報告書		
小テスト	60%	授業の振り返り、知識習得の確認のため、第7回目、15回目に小テストを行い答え合わせと解説をする。問題は文章の正誤を判断するものや語群からの選択問題、穴埋め問題等
試験		
発表内容 (態度含む)		
その他		
教科書と参考図書		
教科書：新・介護福祉士養成講座15 「医療的ケア」 中央法規出版 (医療的ケア I・III・IVと同じ)		
履修上の留意点・ルール		
学習内容を確認し、「こころとからだのしくみ I」の内容を復習して、積極的に授業に参加すること。机上に携帯電話、飲み物など教材以外のものを置くことは禁止する。やむを得ず欠席する場合は、必ずその部分の学習を補い、届け出は速やかに提出すること。		